

こども課長	森川雅枝
長寿保険課長	伊藤仁士
保健センター所長	森原知美
都市整備課長	龍岩広幸
建設課長	木村生栄
上下水道課長	早稲田誠
教育長	田坂裕一
教育次長	石川直之
学校教育課長	中川修治
学校教育課教育指導監	小林伸二
生涯学習課長	宮垣将司
総務課主幹	下野武士
上下水道課主幹	日高博之

~~~~~○~~~~~

7. 職務のため委員会に出席した者の職氏名

|        |      |
|--------|------|
| 議会事務局長 | 中下義博 |
| 主幹     | 飯森靖彦 |
| 主任     | 戸成正考 |
| 主事     | 木村俊英 |

~~~~~○~~~~~

8. 付託案件

- 第29号議案 平成28年度海田町一般会計補正予算（第1号）
- 第30号議案 平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第31号議案 平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第32号議案 平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第33号議案 平成28年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

午前8時59分 開会

○委員長（住吉）よろしいですか。それでは、定刻より少し早いですが始めます。皆さん

おはようございます。本日は大変ご苦労さまでございます。これより、予算委員会を開会いたします。ただいまの出席委員数は、15名でございます。定足数に達しておりますので、委員会は成立いたします。直ちに本日の会議を開きます。この際、皆さんにお諮りいたします。本日は、中国新聞から傍聴希望がありますが、これを許可してもよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、それでは傍聴を許可することといたします。傍聴人の入室を許可します。本委員会に付託されました案件は、あらかじめお手元に配付しております審査進行表のとおりでございます。審査に先立ちまして、町長から発言の申し出がありますのでこれを許します。町長。

○町長(西田) はい。皆さん、おはようございます。早朝よりご苦労さまでございます。本日は、平成28年度の補正予算についてでございますが、十分な審議をお願いしたいというふうに思います。つきましてはですね、補正予算に関して議決をしっかりといただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○委員長(住吉) それでは審査に入ります。本委員会に付託されました案件について、町長の提案理由及び主管課長等の説明は終わっておりますので、進行表に沿って審査をいたします。審査は、議題ごとに質疑を行い、最終的に討論採決を行います。ここで皆様にご協力をお願いしておきます。各委員の皆様、質疑は原則一問一答形式により、回数に制限はございませんが簡潔に行っていただくようお願いいたします。執行部の皆様、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行い、メモをとるなどして答弁漏れがないようお願いいたします。また、予算審査の進め方ですが、基本的に各資料のページごとに審査を行いますので、よろしくようお願いいたします。それでは、第29号議案、平成28年度海田町一般会計補正予算を議題といたします。資料11、補正予算説明書をご用意ください。まず歳入から。1、2ページをお開きください。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。歳出に移ります。3、4ページ、質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 5ページ、6ページ。多田委員。

○10番(多田) はい、この熊本地震の災害見舞金なんですけど、15万円いうて、ちょっと

少ないような気もしますが、これは何を基準に決められたのでしょうか。

○委員長（住吉）総務課長。

○総務課長（中垣）こちらの方はですね、県町村会の方から、町村会として義援金を熊本に送るということで、各町1町当たり15万円掛け9町、そして町村会全体から65万円、計200万円を熊本県に義援金として送ったものでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。西山委員。

○12番（西山）委託料でございますが、庁舎移転事業、13、海田町新庁舎整備基本構想策定業務委託料で1,300万円が計上されていますが、先の一般質問におきまして、あと2つの委託も含めた金額が1,300万という報告がありました。こういった計上は、私、24回予算審査に関わらせていただいておりますが、有り得ない計上だと思います。法的には根拠はないと思いますが、道義的には委員に対して失礼だと思いますけども、今後、こういった計上は続けられるのでしょうか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度庁舎移転事業でお願いをしております海田町の新庁舎整備基本構想策定業務につきましては、庁舎移転についての基本構想を策定することを目的とするものでございます。県海田庁舎の跡地へ庁舎を移転するということを前提に、基本構想を策定する上で、現在ある建物の耐震診断については、不可欠なものというふうに考えております。このことについて、いろいろ議論もあり、分けて記載するという方法もございますが、そのことについては、これまでの特別委員会等で繰り返し説明をさせていただいております。執行部といたしましては、この業務に当たり、耐震診断と基本構想、これは、一体であるというふうに考えておりますので、こちらの事項別明細につきましては、1本で記載をさせていただいたものでございます。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）でも、説明がですね、海田町新庁舎整備基本構想策定業務委託料でございます。今説明受けたのと整合性がありません。で、私が先ほど質疑させていただいたのは、今後とも、こういった予算計上はなさるつもりですかということです。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今後とも、業務に必要なものをまとめて、予算要求の方をお願いをいたします。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）佐中です。今の耐震対策の問題で、800万円予算を計上されておられますけれども、今ある建物だけのそういう調査いうんですかね、するんですか、それとも、加藤会館の分と保健センターを入れたら、大体建物が弱体化するか、強化するか分かりませんが、それらも含めて将来の庁舎のあり方を、つけ加えたり引いたりしたら、強度が落ちるとか、あるいは足すとかいう形で、調査をされるのかどうかお尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）新庁舎を検討する上で、現状の庁舎の課題というのは、当然事前に考慮すべきことだと考えております。現在の役場の庁舎の課題として、別館があり手続が一つの窓口で完結しないというのは、一つの課題かというふうに考えておりますので、その辺は、当然、新しい庁舎を検討する中で、どうあるべきかというのは議論していく内容だというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）国や県の方針としてね、あるいは指導というか、そういう形で、今回庁舎の問題を、基本構想、あるいは耐震含めてですね、これをやるのが、早くね、庁舎のそういう移転事業に取りかかれるのかどうか、ちょっと表現が難しいんですけども、私が言うのに、今あるものをどうこういうて、県と折衝するよりも、県や国の方針で、あるものを使えという、それが優先をして、それを早く結論を出すことによって事業が早く進むのかどうか、それちょっとそこをお尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）庁舎移転につきましては、いずれにいたしましても、県と話し合いをする必要が、当然ございます。海田町において、どのような方式で庁舎移転を進めていくのか、まず、海田町が決めるべきことを決めていかなければ、県と話をすることもできないというふうに考えておりますので、是非とも、この基本構想の予算の方をお願いをしたいと考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）分かった、じゃあ、次行く。町制60周年の問題で、60団体に6万円ということで360万上げておられますが、これまでの発言、答弁の中で、5人以上おったら一つの団体としてみて、それを補助するんか、交付するんか知りませんが、私が思うのに、後ですね、使った後、報告をするのか。要するに、何に使ってもいいのかどうか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）町制施行 60 周年記念事業の補助金につきましては、町民の皆様方の方で自主的な活動により 60 周年をお祝いをしていただきたい。その活動をするために、町として、その事業費の一部を支援をしようというものでございます。補助要件といたしまして、当然、実施報告も出していただくんですけども、その実施報告に併せて、開催した模様の写真を提出をしていただこうと思っております。その写真については、広報紙であるとか、町のホームページに掲載することを了解をしていただきたいというふうに考えておまして、各地で行われました 60 周年を記念するイベント、これを、広報であるとか、町のホームページ、又はフェイスブック等で周知をして活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）そうすると、何もせんかったら、6万円返さんにゃあいかなのか、それをお尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）補助金の交付に当たりましては、申請書を提出していただいて、たくさん申請があるようであれば、内容も審査をさせていただきます。ですので、その事業計画どおりの執行の方は、お願いをしたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）自治会で会議を開いていろいろ決める訳ですけども、私が今考えておるのはですね、自治会の中にある子ども会であるとか、あるいは老人クラブであるさわやかクラブであるとか、それぞれ事業をやって、60周年のそういう気持ちいうんかね、私、本会議でも言いましたが、豊かな気持ちになってもらう、そういう60周年の記念をしてやっていくのが、一番いいのかなと思うんです。もともと町が敬老会をしなかったんで、我々はずっと続けて、町制60周年と併せて、私ども、敬老会30周年を、今回、ちょうどなるんですね。そういう面では、敬老会60周年と、自治会30周年のね、垂れ幕をやって大いにやろう。でも6万円全部をそこに充てるわけにいかないので、自治会に6万円もらったら、例えばその中の団体である子ども会であるとか、さわやかクラブであるとか、これらに、いくらかを分配しようと思うんだけどもそれどうなのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、委員が申されたことで、分配というのが、どういう形での分配になるのかというのが一つポイントになろうかと思えます。60周年を記念する事業として、自治会さん本体と子ども会さん等のそれぞれのセクションでですね、60周年を記念するような事業を開催され、それに充てるということであれば可能ではないかというふうに考えます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）それじゃあ詰めるけどね、60周年を位置づけて、いろんなこと、事業をやったら、もう認めるということなんよね。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）基本的には対象になろうかと思えます。ただ、多くの団体から申請があった場合には、審査会にかけて、その内容である程度は選別ということもあろうかと思えます。その辺も踏まえて、申請の方をしていただけたらというふうに考えます。

○委員長（住吉）下岡委員。

○5番（下岡）庁舎事業のですね、委託料1,300万ですけれども、これについては、もう従来から議論されてるとおり、二つの部分から、一つは、二つの部分からなってる。一つはですね、改修、建て替えにかかわらず、移転に伴う、機能移転に伴う必要な部分のですね、それともう一つは、建て替えか改修か、それを決めるに当たってですね、調査が必要だという調査部分と、二つの部分からなってるんですけれども、発注としてはですね、一つの発注で一つのコンサルに発注されるというふうに、今、企画部長の答弁で捉えてるんですけど、それに間違いございませんか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）それぞれを一つの業務として発注するというところでございます。

○委員長（住吉）下岡委員。

○5番（下岡）一つの発注でやられるということなんですけども、その中のですね、建て替えか改修かについてですね、現在、はっきりと、町としてですね、議員はもう建て替えだということんなってる訳ですけれども、町長自身ははっきりされてない訳ですよ。ですから、これから県との交渉に臨むに当たってですね、まず最初に、建て替えなのか改修なのか明確にする必要がある。そして、補償金交渉に当たってはですね、それに基づいてどちらで行くのか、交渉するということんなる訳ですけれども、仮にですね、県の立場からするとですね、改修の方が好ましい。何でかいうたら、県の財政厳しい訳で

すから、改修だとですね、補償金額は少なくて済む。建て替えだとですね、金額が膨らむからですね、そうすると、今後の交渉においてですよ、県はですね、建て替えと海田町が言った場合はですね、きちっとした説明を求めてくると思うんですよ。議会に説明しなきゃいけないというようなことですね、建て替えをするということの必要性についてですね、きちっと理論的にですね、しなきゃいけなくなってくる。そうなってくるとやっぱりですね、調査してですね、基本的なしっかりしたものを持ってないとですね、そういうものに、交渉の場でですね、劣勢の立場に立たされるということが想定されるということになる訳ですけども、そういったこととかですね、いろんなことについて、今後いろんな予想されることについて町長がですね、あまりはっきり言ってこられないんですね、私も、議会としてもですね、どう考えてるのかよう見えん部分というのがあるんですよ。ですから、この辺についてですね、もうちょっと、町長、踏み込んでですね、どういうスタンスでですね、臨まれるのか、またどういう思いであるかというのですね、一回、もうちょっとですね、詳しく述べていただけませんか。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）この度の補正予算に計上していただいておりますのは、新庁舎整備基本構想策定業務という形で、先ほど、企画部長の方から説明がありましたように、質疑の中にもありましたように、二つの部分が入っているということでございます。で、重要なのは新庁舎の機能や規模、それから配置計画など基本的な考え方をやはり整理していく必要があるというに考えております。新庁舎の整備方針を明らかにしてないというふうには、今、質疑を受けた訳なんですけど、基本的に何回か繰り返し説明をさせていただいておりましたが、今日、また改めてですね、もう一度再確認の意味でご説明をさせていただきたいというふうに思います。その際にですね、改修又は新築の、いずれかの方法が適切であるかについてのコスト面ですね、コスト面、それから利便性、それから機能性、効率性、それからさらにはですね、ここが大きな争点にはなってくると思いますが、争点じゃなくて大事なポイントになってくると思いますが、経年劣化に伴う物理的な耐用年数や維持管理なども十分、十分ですね、配慮していく必要があると。その結果、総合的に比較検討をしていきたい。比較検討と評価ですね、これをしていきたいということでございます。改修か新築か判断にありましてはですね、現状の把握をするため、やはり耐震診断をきちっとさせていただきたい。それから劣化調査ですね、これをさせていただきたいということでございます。で、この点につきましてですね、庁舎建設及び広

島市東部地区連続立体交差事業調査特別委員会においても説明しておりましたが、議員の皆様からはですね、伺っておりますコスト、構造、防災機能等の面から改修は適当でないというご意見はいただいております。その皆様のご意見についてですね、十分に理解しているつもりでございますし、しかしながらですね、庁舎建設には何十年、何十年に1度ですね、非常に大きな事業というふうに考えます。そこで、こういった大型プロジェクトではですね、特に住民の皆様が目ですね、厳しく向けられており、私たちは、説明責任をしっかりと果たしていきたいというふうに考えております。したがってですね、執行部としては、海田庁舎の建築の耐震をさせていただき、耐震診断をですね、させていただき、現状を把握し、改修か新築か、総合的に比較検討、評価した上でですね、総合的な判断をさせていただきたいと、で、こういう状況をですね、皆様からいろいろいただいております。今回、4月ですね、熊本地震等もございました。そういったこともですね、我々執行部もしっかり、理解しながら、その分析、国の方のいろんな耐震に対する考え方もいろいろ今後出てくると思います。精査されながらですね。それは十分に判断しながらですね、進めていきたいと、いうに考えております。そういった意味ですね、今回十分な慎重審議の議決していただきたいというのがですね、改めましてお願いを申し上げたいということでございます。

○委員長（住吉）ここで皆様にご協力をお願いしておきます。各委員の皆さん、質疑は原則一問一答形式ですが、回数に制限ございません。簡潔に要点をまとめて行っていただくようお願いいたします。また、執行部におかれましても、質疑の趣旨に沿って、簡潔に要領よく的確に行うようお願いいたします。お互いが討論演説行わないようお願いいたします。質疑があればこれを許します。下岡委員。

○5番（下岡）今の町長のお考えでですね、議会としては、議員の皆様のご意見を尊重するという事ですから、議会というのは、建て替えということではほぼ固まっておりますから、議会の意向というものが尊重されるものだ、今後、県との交渉においてですね、ですから、それを踏まえて当然されるということだと思っておりますけれども、その上で、その交渉のときにですね、やはり、そういったものですね、この基礎的な1,300万かけてのですね、調査というものが、県との交渉あるいは住民に説明する上でですね、絶対必要不可欠であるというふうに町長が判断されている、ということによろしいですね。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）先ほど目的を申し上げましたように、そういった流れの中で、さしていた

だいておりますので、そのとおりでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ございませんか。副委員長。

○副委員長（宮坂）種々の委員会に欠席しているので分からないところがあるんですが、先ほど下岡委員の質疑の中で、1,300万のうちの耐震と基本構想、これ別発注というふうに、僕は聞こえたんですけども、同一発注なんですかね。そこ、もう一回確認させてください。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）一括による発注でございます。

○委員長（住吉）副委員長。

○副委員長（宮坂）これ、町長のね、選挙公約、一番大きな公約で、庁舎移転が一番大きな公約じゃったと思うんですよ。で、こちらの方に構想の計画をするのは正しいと思います。あえて、僕、建設部の方に聞きますわ。あなたたち、ある程度建設のセミプロというかプロですよ。実際、あれを、耐震診断するほどの価値があるのかどうなのか、建設の方はどのように考えてるのか。

○委員長（住吉）建設部長。

○建設部長（久保田）価値はあります。やはり小学校の耐震のときもそうでしたが、実際にこの建物がもつかもたないか、コンクリートのコア等々を採取していろんな強度試験を行って、建物がどれだけでもつのか、そういった検査といいますか検証する必要があると考えております。

○委員長（住吉）副委員長。

○副委員長（宮坂）これ質疑というか意見なんですけど、先ほど下岡さんも言われましたけど、議員のほとんどが、これもう建て替えじゃいう意見なんですよ。町長もそれご存じじゃ思うんです。800万っていう耐震のね、お金、先ほどあったんですけど、私はね、これ下手したら、金をどぶに捨てるようなもんじゃ思うんですよね。どう考えても、あれは無理ですわ。構造的にあれを使えといやあ使えるけど、これから何十年先まであれを使う、維持費の方が高いよ。その辺はどう考えてらっしゃるのか。町長、あのね、安倍総理じゃないんじゃないけどね、新しい判断でね、合同庁舎跡地に行くのはええが、そこへ行くのはまあいいですよ。そのように大きな公約でやられたんだから。だけど、それも1回再考する価値があると思うんだけど、あえてやはりやるのか、それからもう1点、続きなんだけど、先ほどの西山さんの質問でもね、この基本構想、今後もこんな

の一緒にやるって言われたんだけど、これやっぱり別発注でやるべきじゃ思うんですよ。耐震とね、基本構想、これははっきり言って別もんですよ。基本構想するところとね、おそらく基本構想を作るところはね、耐震診断するところより、下、丸投げなんじゃないんじゃないけど、出すんじゃないかと思うんだよな。おそらく、そういう、構想ができて耐震もできるようなところはないと思うんじゃないけど。その辺の業者の選定の見込みはあつての予算計上なんですか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の基本構想につきましては、執行部といたしましては、あくまでも基本構想を策定するためには、その前段として耐震診断が必要なものであるという考え方のもとに、予算要求をしております。そのため、耐震診断と基本構想の策定、これは一連のものとして一つの業務としてお願いをしているものでございます。それと、発注先の見込みでございますけれども、基本構想を策定するとなりますと、一般的な建築コンサルタントの業者をお願いをするようになるのではないかと思います。そのコンサルタントが、耐震業務について下請けに出すのかどうかというのはですね、その部分については、その受注後の話ということになるかと思えます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）今回予算を上げられるのは上げられたで構わんですが、当初我々が合同庁舎に移転してはどうかと決議をしたとき、これはもう4年以上前です。そのときに、執行部の方として、決議が決まった後に説明があった中で、今の建物が使えるかって広島県に確認を取ったとき、執行部は、壊さないと売りませんという説明をされてきました。それをずっとされてきました。今回、県の態度が急に変わってる。今の建物が使えるんじゃないか、耐震すれば使えるんじゃないか。どこでどういうふうにそれが変わったのか、我々には全く説明がない。執行部自体がそれを説明してきたんです。で、耐震、耐震、耐震ておっしゃってる、納得できない。今まで言ってきた広島県の態度がころっと変わった原因は何ですか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）広島県の考え方が変わるといいますか海田町の方で、今ある建物を活用すること、このことについて検討するといったことを県に申し入れた、それが一つの大きな要因でございまして、町が使うのであればですね、当然、県としては活用することについて協力をするということであると思えます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）それ、騙しとるじゃ。今まで、この前の説明でも、広島県が耐震診断と言ったのは、あなた方よ。1か月も経たずに、舌の裏返すの。そりゃあ、おかしいでしょう。

○委員長（住吉）副町長。

○副町長（胡家）まず今のご質問、お尋ねにつきましてですね、いつどういう状況で建物を使える使えないという議論だったのかといったことを、少し確認してみる必要があるだろうと思います。で、近年まで県の合同庁舎、県でも使用していた訳です。それから、町がですね、どういう使い方をしようと考えていたのか、要はその建物をそのまま使おうというふうに考えていたのかによっても、考え方っていうのは変わってくると思います。で、少なくとも、先般、特別委員会でご説明したように、耐震診断、県の方で平成8年に行われておるということは事実でございます。それから、今回、合同庁舎跡地の活用について県の方に協力をお願いをした際には、この建物をそのまま使うのか、あるいは、更地でその状況を希望するのかといったようなことについて、町の方ですね、方針を決めてほしいということをお願いしておりますので、別に、県の考え方が変わったということなのかどうか、そこら辺については、そのときの、どういうやりとりがあったのかということによって、判断すべきことなんでしょうと思います。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）副町長、今の答弁また、企画部長と変わってるじゃない。企画部長、今、こちらから申し入れたと、説明したんですよ。今、副町長の答弁は、そうじゃなくて、県からそう言われた、話が食い違ってる、執行部の中で。ね、それ、企画部長は自分の言った答弁を取り下げるんですね、ほいじゃあ。まずそれから聞きます。

○委員長（住吉）副町長。

○副町長（胡家）私の申し上げましたのは、今回、昨年12月にこちらの方から県の方へお話ししたときに得た回答がそういう内容だったということをお願いしております。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）だから、県がそう言ったかもしれん。それ、今、企画部長が、それを、こちらから申し入れたから県がそういう答弁したいうふうにはしか取れないんですよ。こちらから申し入れてないの。企画部長、さっきそのときに申し入れたという説明をされたんですね。これ、間違ってますでしょうか。答弁が違うじゃないですか。その答弁の

違いはどうなんですか。

○委員長（住吉）委員長から申し上げます。今の宗像委員の質疑は、あの建物を使うかということに関して、海田町から申し入れたのか、それとも、広島県から使いますか使いませんかというふうに問いかけられたのか、どちらかです。どちらかで、答弁をお願いします。企画部長。

○企画部長（鶴岡）決して、県の方からあの建物を使いますか使いませんかというふうに問われたものではないというものでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんか。桑原委員。

○8番（桑原）方向性は大体分かるんですが、企画部長の方から耐震についての説明は、これまでずっといただきました。理解はしております。一定の理解はしております。まだ3分の2決議をいただいてないんでね、ここははっきりしてませんけども、そういった理解はしております。しかしながら、耐震に対する説明というのは散々いただいとる訳です。よく分かります、しなきゃいけないということも、片っ方の思いでは、そうでしょう。しかしながら、県の動向であるとか、私、耐震、行ったとき、県の知事との、町長との話の中で、いろんな、その約束事もあるんだろうと思うんで、それははっきりと建て替えだとかそうでないとかという意見は出しておりません。議員全体で行ったときにね、県の合同庁舎を見に行ったときには、そういった意見は出しておりません。その中で、今、いろいろ、宗像さん、委員ともいろいろ話が出ておりますけども、情報が議会に入っていない。一部の方には入ってるんでしょう。我々には入っていない。県の動向がどうか、こういう周りの環境、で、だからこうしなきゃいけないよという、そういった状況、そういう把握ができてないんです、我々は。ただ、耐震をしたい、何のためかっていうたら、そういった説明を町民にしなきゃいけない。だから建て替えるんだ、ね、改築をするんだと、いうことしか入ってないんですよ。それを、我々判断しなきゃいけないということ、ね。そういった、さっき、県の方からどうだったとか、こちらから県にこう言って伺い立てたら県はこう言われました、こういう状況なんですよという、そういったものが全く入ってこないんですよ。ただ、耐震をしなきゃいけない、だから賛成してください、認めてくださいと、こういった話しか入ってないんです。まあ、僕だけ入ってこないかどうかわかりませんよ。だから、周りの全体の状況を見れないんですよ。そういったところはしっかり説明されましたか、お尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）説明につきましては、これまでも、繰り返し特別委員会の方を開催を  
していただいております。その説明の中で、議員の皆様方に、十分理解していただける  
ような説明が執行部の方でできてこなかったっていうことについては、反省をしないと  
いけないところもあろうかと思えますけれども、先ほど町長の方から、改めて、基本構  
想を策定する上で耐震診断が必要な理由というのは申し述べさせていただきましたけ  
れども、その他、下岡委員さんからもご指摘がありましたように、今後、庁舎移転を進  
める上で、住民に対して今ある建物が使えるのか使えないのかというのを説明するとい  
う訳ではなく、県との交渉などを進める中で、必要な情報ということになろうかと思  
いますので、何とぞ、耐震診断も含めた基本構想の策定の予算の方をお願いをしたいと考  
えております。

○委員長（住吉）桑原委員。

○8番（桑原）部長の話はよく分かるんです。我々は、新聞が先で、ね、後、知ること  
ていうのが結構あるんですよ。県との話ではこうだったとか、町長が知事と会われて  
こうだったとかっていうね、新聞記事が先で、あと報告ということが結構あるんですよ、  
へえこういうことがあったんかって。僕だけかもしれませんが、今言ったように、情報  
が入ってこないのは。他の方には入るとるかも分かりませんが、そういったケース  
ってあるんですよ。ですから、町長、町長がおっしゃる、町民に対する説明責任、その  
ために診断をしたいということについては、企画部長の話も、随分と懇切丁寧な説明を  
聞きましたから、分かるんですよ。分かるんです。よく説明していただきましたから。  
しかしながら、我々はトータルのにやっぱりいろんな状況を考えて結論を出さなきゃい  
けないという中で、県との情報交換、ここらはどういうふうになってるんだろう。知  
事は、町長に対してどうしてくれって言ってるんだろう。どうしようと言ってるんだら  
う、という情報が入ってこない。町長、ここらはどう思われますか。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）知事とのお話の中でですね、基本的に、庁舎移転にかかわって、まず、最  
初に申し上げておきますが、お話の中で協力してもらえる、協力していこうというお話  
は受けております。まずそれをまず結論として申し上げておきたいと思えます。その過  
程においてですね、庁舎を進めるに当たっては、県海田庁舎の後を利用されるに当たり  
ましては、その利用方法においては町で決めてください、しかしながら、しかしながら  
ですよ。しかしながら、交渉するに当たっては、それらの情報、決定するに当たっては

ですね、この連続立体交差事業の中の過程において、その決定の交渉を進めていきたいという知事のお話があったのが、今年の1月の16日のことでございます。で、ですね。で、その交渉の話し合いの中で決められたのが、今の1月の16日のお話でございます。それは、新聞記事等では出されているという話でございます。で、それを受けて、それを受けて、実際に、ということでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。はい、大江委員。

○3番（大江）すいません、基本構想と耐震の予算が入ってますけど、以前、前町長が庁舎の分の構想を立てられたときに、これは合同庁舎にも持っていけるのかって言ったときに、持って行けますという話が出た記憶があります。それで今度の基本構想は、全く、新しくその基本構想をつくるのか、それとも以前に建てたものをもとに基本構想を作成していくのか、ちょっとお聞きしたいんですけど。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）前回策定をいたしました合同庁舎の案ですけれども、それは、海田市駅前を前提とした庁舎が県海田庁舎の跡に入るかどうか、それをお示しをしたものでございます。この度の委託につきましては、県海田庁舎へ庁舎を移転することを前提に必要な機能等を検討をして策定をするものでございますので、中身は変わってこようかと思えます。ただ、これまで庁舎につきましては、繰り返し検討を行ってきております。基本的な部分につきましては変わるところはございませんので、これまでの委託でやってきた内容で活用するものは、この度策定するものに生かしながら活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）大江委員。

○3番（大江）では活用しながらの500万の予算ですか。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）500万というのは、新築を前提というか、新築による基本構想を策定する費用が500万というふうに説明をさせていただきましたけども、それを行う際でも、これまで作成してきた委託については、使えるものは使っていきたいと考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんか。ちょっと委員長、交代します。

○副委員長（宮坂）はい、住吉さん。

○委員長（住吉）企画部長、確認させてもらう、申し訳ない。本来委員長やりよるけえ、この揉める案件は黙っておこう思うたんじゃが、まず1点、さっきの答弁で、基本構想

の500万は新築、いわゆる建て替えを前提とした基本構想というふうに聞こえたんですが、再度確認します。

○副委員長（宮坂）企画部長。

○企画部長（鶴岡）1,300万円の業務には、耐震診断と建築による建物の検討、それと、改修による庁舎の整備の検討を行いまして、改築と改修でどちらが有利かというものを判断していくための業務で、判断して、基本構想を策定するものが1,300万円の業務でございます。で、耐震診断も行わなければ、改修という選択肢がございませんので、新築するということだけで基本構想を策定をした場合には、500万円でその業務が可能ということでございます。

○副委員長（宮坂）住吉さん。

○委員長（住吉）あともう1点ね、これは、質疑とちょっと変わってくるんじやが、先ほどからこの問題に関して、ずっと企画部長がほとんど答弁しよるんですよ。本来は、町長の思いでやっているんであれば、町長が答弁せにゃならん。部下を矢面に立たせて、町長本人がのほほんとして座って、何をしとるのかと思います。さっきも言いましたが、本来私委員長なんでこの問題に触れるまいと思うとりましたが、我慢ならん。部下を犠牲にして自分は黙っておるのはおかしいでしょう。本来は、議員のほとんどがアンケートであれを建て替えいうておる。にもかかわらず、町長が、あの建物を改修して使えるかどうか調べたい。それで、この予算を計上しとるはずですよ。であるならば、部下を矢面に立たさずに、全て自らが答弁したらいいと思うんですよ。話しが逸れたけえ元に戻ります。一体、言いますよ、議員はあの建物の中を見て、ほぼ全員が、使いものにならん、建て替える、というアンケートを出しましたが、なぜか町長は、耐震診断してあれを使えるかどうか調べたい。一体誰の思いで言うてるのか、さっぱり分からない。町民の方に聞いても、あんなもの使おう思うてるんね、いうて。100人中100人に言われましたよ、私聞いたら。頭おかしいんじゃないかと言われましたよ、私がね。そういったことを考えますと、一体誰の思いで選挙公約にもあの建物を使うなんてことは言うてなかったと思うんですよ。その点、一体誰の思いであの建物が改修して使えるかどうかを判断されようとされていらっしゃるのでしょうか。

○副委員長（宮坂）町長。

○町長（西田）きょうび公共施設等のですね、延命化、又はそういった計画を立てるにおきまして、必ずその建物の耐震化、耐震診断をですね、耐震診断を図りながら公共施設

等の延命化を図るというのは、今日、この、昨今ですね、どの公共施設等でも行われていることだと思います。先ほど、小学校等の耐震においてもですね、耐震化においても、耐震診断を実施している状況はございます。その結果をですね、きちっと、住民の方々に説明できる、逆に、説明していく必要があるということが大前提でございます。だから、その結果を、議員の方々は、耐震はもうないであろうというふうに、その意見もお伺いしておりますが、やはりそこはですね、専門家のきちっとしたジャッジを受けながらですね、進めていくというのが、執行部の方向として正しいのではないかというふうに考えております。

○副委員長（宮坂）委員長交代します。

○委員長（住吉）委員長を交代しました。ほかに質疑はございませんでしょうか。前田委員。

○14番（前田）先ほど来いろいろ聞きよるんですがね、ちょっと確認という形にもなるかも分かりませんが、今のような答弁で、いわゆる現庁舎が耐震補強して使えるのかどうか、いわゆる今後、それをやることによって何年ほど使えていくのかどうなのかということですね、それで、再度繰り返しになりますが、今の答弁でもありましたけどね、そういう調査なくして住民にどのようにして説明するのか。要するにこれは今から20年もてるんですよ、50年もてるんですよ。この説明をね、いろいろ出てるんだけどね、調査せずにやる方法があるのかどうか。是が非やる必要があるんじゃないか。どうなのかというね、この辺のことをね、しっかり住民説明のためには、これこれやる必要があるんだというのはね、やらなくてもこういう説明できるんだ、大方の意見は、見ただけで分かるじゃないか、使える訳ない、という声もある訳じゃけね、この辺の説明をね、わしも言葉遣い非常に難しいんじゃないけどもね、どうやって説明するんか、だから今後の耐用年数ね、いわゆるそういう建物の延命、耐震補強することによって、これだけの延命ができるんだ、いやそりゃあできんからこうするんだとかいう、その辺の説明ね、しっかりとしてもらいたいと思うが、その辺の考え方をちょっと説明してくれると、非常に分かり易いというか皆さんも理解しやすいんじゃないかと思うが、どうなんかその辺は。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今ある建物を、使えるのか使えないのか、これをいろんな意見のある方に説明をしていくためには、やはり数値でもって説明をするのが一番であると考えて

おります。その数値を出すためには、耐震診断をして、専門家の意見も伺いながらまとめていく、そして説明していく必要があるものと考えております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）先ほど町長の話だと、基本的には厳しいと。ただ、町民に知らせるために、一応耐震診断が、だめだから建て替えてという方向性を打ち出したいというふうに、私理解できました。で、先日の特別委員会で、平成8年に県が耐震診断をした結果がI sが4.3とか3点いくらかでした。今、I sが7.3以上じゃないといけないと言われておりますし、今後、熊本の地震があつて、これがもっと厳しくなる可能性もございます。そしたら、それ、平成8年の耐震診断でも、I sを満たしていない、それも大きく満たしていない。それを20年経ってしたらもっと劣化して悪くなる。そうしたら耐震補強しても、延命率は短いと思います。この平成8年の、県が診断してる結果で、もう自ずと、耐震補強をいくらしても厳しいという判断は、リーダーとしてはすべき判断だと思いますけど、その点についてはどうですか。

○委員長（住吉）副町長。

○副町長（胡家）今、西山委員の方からお話しがございました平成8年の耐震診断結果でございますけれども、5月13日に特別委員会の方でご説明をさせていただきました。で、基本的に、この、8年時点ではですね、I s値の判定書が0.60ということで、それを下回る数値も出ているといったようなことのご説明をしております。ただ、これに併せましてこれに対する補強案、これについても、併せてこのときに調査をしております、そのことについてもご説明をしているということでございますので、補強をすればですね、使えるという可能性があるというところまでを、この平成8年の調査では、県の方で出されているということでございます。

○委員長（住吉）静粛に願います。西山委員。

○12番（西山）その結果が平成8年です。それから20年経過しております。先ほど副町長は、数年前から使わないとおっしゃってますけど、随分前から、合同庁舎は使用されておられません、県が。町長が先ほどの答弁の中で、劣化が厳しくなってるっていうのを自ら発言なさってるんですよ。あのときのI s結果から20年劣化をしてる。もう自ずと、耐震診断をしたらそれより数値が下がるであろうというのは、自ずと分かっておりますね。私は、それと町民の皆様の意見、議員の多くの意見が、やはり町長として尊重すべき事案だと思いますけど、町長、なぜこだわられるんでしょうか。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）診断結果が出ないと私らもその判断はできませんし、その診断結果に基づいて改修の工法等も変わってくると。それらを含めながら、新築がいいのか、改築がいいのかという判断をしながら、その結果を出していきたい。で、これも、議員の方々のご意見も、その総合的判断の中には入れさせていただくということでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）さっき話が食い違ったのを聞きよって、自分がしたい質問ができなかったんですが、合同庁舎は県の建物ですよ。で、先ほどから企画部長が説明されてる海田中学校の耐震、小学校の耐震、やってきた、延命を凶って来た。それは自らが持つてる建物ですよ、町が。で、委員会で特別委員会でお聞きしたと思うんですが、どっかでこういう事例はあるんか、事例もありますよという答弁返ってきた。で、そのときに、それは全て自ら所有物に対して持つてるから、それを延命化するか耐震化して、当面はしのいでいかなきゃいけないっていう意味でやられてきたものと、僕はそう理解している。今回ののは、海田町として持っている建物ではない。あえてそういうものを、耐震化診断までして手に入れなきゃならない、この理由が明確に見えないんです、はっきり言って。自らが持つてる施設について、自らが守るために住民を守るために、その施設を改修していく。これは、事実として必要、そのために耐震診断してお金かけて直していくと。建てるんが高いんか、じゃあ耐震したんが安いんか、結果調べてやるのが、今回、持っているのは我々の建物じゃないんですよ。他人の建物なんです。それも、さっき西山委員がおっしゃったように、8年に診断した結果、耐震が足りないと言われた、その時点でね。それを、あえてこっちがお金かけて耐震診断して、手に入れなきゃならない理由が、よう見えない。そうした中で県が、さっきの質問に戻るんですが、県が耐震、壊さないと渡さないって言ったのを、それが、どうしてもつじつま合わなくて理解できないんです。その説明をきちんと、僕は、もしこれを、そこまでして必要なんであれば、もっともっと議会に対して、住民に対して、きちんとした、そのために、そこまでして手に入れるという説明が必要なんよね。その説明がない段階でこれをやるのはちょっと無理があるんじゃないんですか。誰が見ても、他人の壊れそうな家を手に入れるのを納得する人はいないですよ。だから、それをするために、じゃなくて、それをしなければならん説明が、まず、ない。他人の建物を。どうなんですかね。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）今、委員ご指摘のあった内容について、その他人の建物を取得をする、取得をした上で、その建物をどのように今後活用していくのか、これを検討するというところなんだと思います。決して、改修ありきで取得をして、改修のためのその検討を進めるというのではなくって、改修も選択肢の中の一つとして、県の所有物を町が取得し、それをどのように活用していくのが一番メリットがあるか、こういったものを明らかにしていく上で、耐震診断等の調査が必要というふうに考えているものでございます。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）すいません、では一言。あなたが逆の立場だったら、ああいう建物、買いますか。買わないでしょう。絶対こういうふうに耐震がない、明らかに分かっている建物を、買わない、壊して買うでしょ。壊してください、買いますよ。普通そうじゃないんですか、その感覚はないんですか。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）県の庁舎を本町で活用していくということでございますので、それに対して、県との交渉の過程の中で、進めていくものでございますが、本町としてはきちっとそういった形の診断結果に基づいてですね、総合的判断をしていくということです。で、事例は、県内にも、そういった、県の庁舎を使って利用しているケースはございます。

○委員長（住吉）兼山委員。

○4番（兼山）宗像委員と同じことを言おうと思ったんですが、自分が中古物件を買うのに自分が耐震診断のお金を出してまで買うというのはちょっと考えられない状況ですね。これは今言ってくださったので、町長が、公約で、もったいないという言葉がずっとされて、そういう形で、ここに至っているのかなっていうふうに私は判断するんですが、そのもったいないの根拠ですね、何を見て、どう調査して、で、もったいなかったっていうところの根拠、ここをちょっと、町長自身の考えをお示ししていただきたい。

○委員長（住吉）町長。

○町長（西田）町としてそれを活用していく事例はたくさんございますし、海田町としてもその庁舎をどういう形で活用できるか、その診断をする必要がある。それも基本的にはきちっと説明できる内容のものにしていきたいということで、今回の耐震診断をお願いしているところでございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）皆さんの発言を聞くとですね、あの建物はもうだめだという前提の中か

ら、そういう発言が出てきておると思う。私ね、ここの建物、庁舎は 40 年経っておるんよ。東小も 40 数年、あれとほぼ同じぐらい。西小も、私議員になった頃ですから、今 44 年経つとる。それらがだめかという、公民館もそうよ、公民館と大体合同庁舎は一緒ぐらいでしたから、補強をしてなんぼでも使えるんよね。だから、私はね、調査をなくしてね、やっぱり判断ができないと、このように考えるんよね。一番の問題は、最小の経費で最大の効果を上げる。そうすることによって、将来、45 年経った建物が、70 年、90 年たつ。コストがね、もっともっと安くて、新築建てるよりもいいという結論の調査を、私、すべきだと思うんよ。住民 1 割、2 割の人が、それは使えるじゃないかと言う声に対して、我々は何の数字も持たずにね、説明することはできない。平成 8 年の今の I s、あったけれども、調査、その結果はあったけども、大体資料を皆さんに配られたから承知しとると思うんよね。これをどのぐらい補強したら今の機能、ここの役場の機能が、そこに移転をして障害がなく、できるかどうか、最小の経費で最大の効果を上げるというのが基本ですから、40 年、いや、だから 70 年、建物が 90 年経ったときの、そういうコストの資料も出るんじゃね、それをお尋ねします。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）この度の委託をする上では、委員ご指摘のように、長期的な視野に立ってコストも比較をして、長いスパンで見て結果的にどちらの方が望ましいのかそういう判断をしていくものでございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんか。大江委員。

○3 番（大江）今コストの話が出ましたけど、将来的に見た場合に、今、少子高齢化になっています。そうすると、今、改築して何十年か後に、それをまた改めて修理する、ランニングコストですね、それを計算して将来的な税収とかそういうもの計算した場合、確実に今から減っていく確率が高いと思うんですよね。そうすると、今まだ税収があるうちに、やはりそれはもったいないって言うけど、まだやりくりのできるうちに新築にして長くもって行って、少子高齢化で税収が入れないときには、お金が要らなくて済む訳ですから、今すぐ改築してランニングコストがどんどんどんどん要れば、税金は減っていつている、そこにお金があるっていうことを考えれば、もったいないということを見ると、かえって改築じゃなくって新築された方がいいんじゃないかと思うんですけれど。だから、そこは、コストと言われますけども、もう少しそこを考えて、将来的な少子、人数、税金の収入がどのくらい入ってとかいうところまでは計算してほしいと思うん

ですけど。

○委員長（住吉）企画部長。

○企画部長（鶴岡）長期的なスパンを見る上で、どういった要素を考慮して優劣をつけていくかというところなんだろうと思います。そこについては、いろんな事例が全国であろうかと思いますが、その辺も参考にしながら、検討していきたいというふうに思います。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、じゃ次行きます。7ページ、8ページ、質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。9ページ、10ページ。岡田委員。

○9番（岡田）マイナンバーのシステム機構交付金のことなんですけれども、この内容です、運用とか保守のために予算を使われるのか、それとも別の部分で使われるか、ちょっとその辺のところをお願いします。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）この交付金の内容でございますが、マイナンバーカード等の作成、郵送などに係るコストに対する地方公共団体情報システム機構への負担金を、町が負担するものでございます。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9番（岡田）このマイナンバーカードを作るためということなんですけれども、ものすごくこの情報管理ということがマイナンバーのことでは言われとるんですけども、今年の1月から始まって、今現在、マイナンバーを取得をされとる方の、数はあれですが率ですよね、パーセント、あれはどれぐらいなんですか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）5月末時点のマイナンバーカードの申請者数が、人口2万9,344人に対し、2,839人で、割合としては9.7パーセントになります。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9番（岡田）そのときにですね、窓口の職員さんの教育ですかね、そういうふうな教育というふうなのは、どういうふうな格好でされてるんでしょうか。多分、ほかの自治体も

同じような格好でされとるんでしょうけども、いろいろな教育とか研修とかされとるんでしょうけども、その辺のところをお願いいたします。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川） 交付に当たっての事務については、係内で情報を共有しまして、同じような対応ができるようにしております。すみません。何か質問を求められたときには、親切丁寧に行うようにしております。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9番（岡田） 具体的にお伺いしますけれども、例えば、マイナンバーの防止策ですよ、不正をされないための防止策というか、そういうふうなものがあると思うんですけども、例えば、個人番号に張り付けられた顔写真が変えられないような方策とか対応とか、あるいはパスワードを何回か使ったらもうできなくなりますよとか、そういうふうなのは、どういうふうなことを指導されておるんでしょうか。指導というか、交付に当たっての。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川） 交付に当たりまして、カードを入れるケースに入れて使用するようにお話しさせていただいてます。で、そこには番号の部分は隠すように、ちゃんと目隠しが付いておりますので、それでむやみに人に見せないようにというお話をさせていただいてます。そして写真などの貼り替えは自分ではできないようなつくりになっておりますので、その辺は、ご心配は要らないかと思えます。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9番（岡田） これやっぱり、一番の問題は漏えいだと思うんですけども、よく、それぞれ遮断しとるから大丈夫だと言われるんですけども、マイナンバーポータルという中の個人的なインターネットの接続で、それでやったらできるんじゃ、情報が見れるというふうなことが言われとるらしいんですけども、その辺のところの認識というか、知つとられると思うんですけども、その対策というのはどのようにとっておられるんでしょうか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川） マイナポータルと言いまして、29年1月からインターネット上でご自分のマイナンバーがどのように使われたかを確認できるようになるものでありまして、それを他人が見るといったことはないと思えます。

- 委員長（住吉）ほかに質疑は、佐中委員。
- 15番（佐中）単純な質疑ですけれども、全額国から国庫支出金で入ってきておるんですが、ここにね、社会保障税番号制度運営事業になつとるんですね、で、下は交付金になつとる。運営事業で交付いうたら、町がやるそのシステムでなくて、該当するマイナンバーの該当者ね、これに対する交付なのかどうか。さっき説明があったのかどうかよう分からんけども。
- 委員長（住吉）はい、住民課長。
- 住民課長（水川）マイナンバーカード、通知カードも一緒ですけれども、作成、郵送などをしております地方公共団体システム機構への交付金でございます。
- 委員長（住吉）佐中委員。
- 15番（佐中）平たく言えばですね、個人が申請をしたら、もう全額、カードを、交付金のもとであげますよという、こういうことなんですか。
- 委員長（住吉）住民課長。
- 住民課長（水川）はい、無料で交付となります。
- 委員長（住吉）佐中委員。
- 15番（佐中）そうするとね、いろんな問題が出てくる。おたくらは法や条例に基づいてやっておいでですから、やむを得るところがあるんよね。我々から見たらね、漏れる可能性が大なんよね。それが悪用される、そういう注意はされてるのかどうか。国の方針で、そんなことは全くね、したらいかんという、国の、どういうん、注意書きというんかね、いうのがあって、行政としてはそこに目を向けないようにする、というのがね、あるんかもしれせんけれども、我々から見たらもう一切マイナンバーをね、もう出さない、知らせない、持たない。そのことが、何で言うのかというとな、マイナンバーが漏れないという保証は全くないんよね、いろんなことで。そこを心配するから私はそう言ってるんですが、そういう指導は、窓口2人おられますけども、一所懸命もうカードを作ってるんよね、本当にええんかなという心配があるんですが、どうなんかお尋ねします。
- 委員長（住吉）福祉保健部長。
- 福祉保健部長（湯木）マイナンバーカードにつきましては、課長が説明させていただきましたように、地方公共団体情報システム機構へ住民の方が申請されて、機構から町の方へ直接カードが入ってまいります。で、ご本人に、町の方から連絡をしまして、ご本

人又は後見人といえますか、家族の方等で、手渡しで説明してお渡ししております。その説明の中に、情報漏えいをしないように、個人番号も作ってもらって、出さないようにということは、一人ひとり懇切丁寧に説明させていただいております。この交付金につきましては、その地方公共団体情報システム機構に対するマイナンバーの作成費というふうになっておりまして、私どもの方といたしましては、個人情報が出ないように、精いっぱい努力をしながら事務に努めてまいりますので、ご理解の方よろしくお願いいたします。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）理解いたします。理解いたしますが、今のね、税制度と社会保障はマイナンバーで今後統一するという方針が掲げられてね、いずれはそこに統一されるんだと思うんです。私はなるべく漏れない保証がない限りは、なるべく抵抗しよるんですね。そういう面で、ここに訪れた人が、そういう疑惑を持たないでさっささささね、やってくるから、これがどっと広まったり、あるいはマイナンバーのカードを落としたり、失くしたり、盗られたりしたら、最後その本人が泣くようになる。あるいはその家族も含めてね、そういうことを心配するんで、そういう注意する方法よね、あるいは、本人に対する認識はどうなのか、ということをお尋ねしたんです。法に基づいてやっておられるからしょうがないという分はあるんよね。だけどそういう問題が発生をするということをね、やっぱり認識を利用する人に言わんにゃあいかんと思うんよね。それはどうなるとるかいうて聞きよるんです。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）窓口でご本人様にカードを交付する際にですね、その辺の情報漏えいの問題も注意事項としてご説明させていただいております。

○委員長（住吉）ほかに、岡田委員。

○9番（岡田）ちょっともう一度、この度は100パーセントの補助率なんですけれども、補助率が3分の2とか、補助率が100パーセントのものではなくて、上限がある訳ですから、国の補助率でない、この、町の持ち出しいうんか、そういう部分がこれからも、システムの点検とかずっとある程度何年間か続くと思うんですけれども、町の持ち出し部分があるのか、これからもですね、その辺のところはどうなんでしょうか。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）マイナンバーカード交付に関する事務に関しては、100パーセントの

補助が将来的にもつくことになっております。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。11 ページ。12 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑ありませんね。はい。次。13 ページ、14 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）15 ページ、16 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ありませんね。はい。17 ページ、18 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）19 ページ、20 ページ。はい、兼山委員。

○4 番（兼山）予防費の説明で、B 型ワクチンっていうふう聞こえたんですが、何のワクチンかということと、該当人数ですか、ちょっと詳しく聞かせてください。

○委員長（住吉）保健センター所長。

○保健センター所長（森原）B 型肝炎のワクチンの予防接種でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次へ行きます。21 ページ、22 ページ、岡田委員。

○9 番（岡田）22 ページの一番下の廃業交付金のことなんですけれども、これは海田町で何社なのか、お願いします。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）海田町というよりも、安芸地区衛生施設管理組合の業者で、現在12 社ございます。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9 番（岡田）12 社あって、12 社全部入っとるんじゃないと思うんですけど、12 社のうちの何社が。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）大変失礼いたしました。12 社いたものが、今回2 社廃業いたしまして、最終的に10 社となるものでございます。失礼いたしました。

○委員長（住吉）岡田委員。

○9番（岡田）どんどん公共下水道が整備されておる関係だと思うんですけど、当初予算で最初3月時点でやっぱり分かつとるんじゃないかと思うんですけども、ここで出された理由いうんか、ちょっとその辺のところをお願いいたします。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回の廃業がですね、もともと業者さんの方が計画的に予定していたものではなくてですね、業者さんの都合で急きよ廃業が決まったものでございまして、廃業の届けが3月30日に、県の方に、浄化槽の免許の廃業の届け出が出されて、4月の25日に、安衛管に、さらに届が出されたということで、当初予算に間に合いませんでした。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）1点、今の同じ浄化槽の2社が廃業された訳ですけども、それによって、まだ、海田町で水洗化されてない方に影響は及ばないんでしょうか。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○総務課長（脇本）今回2社が減るということで、安芸地区衛生施設管理組合の方に、海田町の浄化槽の方が困らないのかと、そういうことを問い合わせたんですけども、今回その業者が2社廃業するに当たって、浄化槽の組合もございまして、そういうことで、お客様の問い合わせがあればそちらの方で、新しい業者さんの紹介もする、海田町にそういった問い合わせがあれば、当然、安芸地区衛生施設管理組合にお知らせもしますし、残った10社の方の住所、番号を書いたものをお渡しして、困らないようにしております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）次にその上の委託料、焼却施設跡地整備事業の委託料の827万7,000円ですけども、これは本会議が始まる前に、全員協議会で大まかなこと説明を受けました。そのときに、議員から、多くの意見とか要望とか提案とかがございましたけども、そのことを反映をさせた計画になさる予定はございませんか。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）先週行いました全協におきまして、議員の方から資料作成、内容のことまでいろいろご指摘を受けた部分が多々あったと思います。今回見直し業務の中で、議員さんのご意見が反映できるものについては当然反映と言いますか、考慮といい

ますか、できない分もあろうかと思えますけども、そういったことを、業者が決まりまして、委託業務が始まったときには、この間ありました質疑の内容というのものも、当然、説明した上で業務を進めていきたいと、そういうに考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○14番（前田）ええとね、この間もあれしたんじゃないけど、焼却施設の800万円、大変な金をかけて見直すんじゃないいうて、どういうふうに見直すんか。例えばね、どこに施設をつくろう、いわゆる計画、そういうものをやるだけならね、むしろ、内部でできるんじゃないか。要するにここにプレス工場を作ろうとかね、建てる位置は別にして、何を整備したいのか、ストックヤードを作りたいのか、プレス工場を作りたいのか、駐車場を作りたいのか。そんだけのものだったらね、あつこに、敷地の面積は決まってる訳だから、できるものは自ずから建築面積というのは決まってる訳よの。何でもいいわ、備蓄でもストックヤード、スクラップであろうと、の。800万円もかける必要があるんかどうか。こういうことなんよの。まあ、委員会じゃけえよかろう、わしが100万ぐらいで見直ししてやろうかいうての。配置図ぐらいならわしが描いてやるよ、こういうふうに言いたいんじゃないけどね。ここに計画しとるものを、だから分かりやすく言うよ。こないだもろうた図面がある。あれだけのものをやるだけなのか。ほかにまだまだ何か、どういう利用を考えているんかね。800何十万円もかけて消費税が入っておるいやあそうじゃが、それにしても、単純に1割引いてもね。すごい金が、750万ぐらいあるんじゃないかの、もったいないの、もったいない思うが、だから、まとめるよ。こういう見直しの、今の町が考えておるもの、それをまず一つは、コンサルに出さなきゃできんのか。一問一答でやれいうけど。

○委員長（住吉）一問一答方式です。はい、生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）職員の手によることなくコンサルの方に委託を出させていただきたいと、そういうように考えております。

○委員長（住吉）前田委員。

○14番（前田）そこでさっきも言いかけた、この間の図面くれた、あれだけの施設を作るだけなのか。

○委員長（住吉）生活安全課長。

○生活安全課長（脇本）今回の委託業務の内容でございますけども、前回作成いたしました跡地利用計画を、先ほど説明しましたように都市計画の法令によってですね、沿った

利用計画になるように、備蓄倉庫ほか設備を、配置を考えて、都市計画の変更を行う上での各施設の必要面積の算出と、それからそれに伴いまして地元説明会での資料となるように、環境調査、騒音、振動、交通量等の予測評価も行うこととしておりますので、このような金額になったものでございます。

○委員長（住吉） ちょっと違うよね。前田委員。

○14番（前田） 一問一答でやれ言われるけえじゃがね、そりゃあまあええわい、今のちょっとずれとるように思うんじゃけど、の、そりゃあぎやあぎやあいうてもしょうがないが、再度、あっこでも言うたけど、もう1回言うよ、将来建物、建築いろんなものをやるために、ストックヤードやらなんやらあろう、だから、あっこの地区を全部ね、市街化調整区域、せっかく用地も購入しとるんだから、都市計画の見直しはないか、もうこれ以上言わんけどもね、全部市街化に編入せえというんか見直しせい、いうことで、その考え、どうなんか。

○委員長（住吉） 都市整備課長。

○都市整備課長（龍岩） 今現在のところ、そういう考えはございません。

○委員長（住吉） ちょっと休憩挟もうか。ほかに質疑はございませんか。暫時休憩いたします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時28分 休憩

午前10時43分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉） 定刻より少し早いですが、委員会を再開いたします。引き続き、21ページ、22ページ、ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次行きます。23ページ、24ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次行きます。25ページ、26ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次行きます。27ページ、28ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、次行きます。29ページ、30ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。31 ページ、32 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。33 ページ、34 ページ。はい、副委員長。

○副委員長(宮坂) 三迫町営住宅屋根修繕工事、工事請負費、15 節、これは、地図もあるんで、前回 3 月議会ですばらしい一般質問をされた件をもとにやられたと思うんですけども、見るのに、切妻の片方しかやってないですよ、工事予定は。これは一般質問ときに民家の方に落ちるっていわれたんじゃないけど、まず、これ、工事する上に当たって、予備調査、どの辺が悪いとかどうとかっていう調査は行ったんでしょうか。

○委員長(住吉) 都市整備課長。

○都市整備課長(龍岩) はい、高所作業車で屋根の上に上りまして、業者の方が現地を踏みしめ、確認をしております。

○委員長(住吉) 副委員長。

○副委員長(宮坂) 一番危ないのは、今回工事箇所の方なんですけど、工事箇所じゃない、もう片方の切妻の方よね、工事をしない方の箇所、あちらの方の検査はしたんですか。

○委員長(住吉) 都市整備課長。

○都市整備課長(龍岩) はい、全面について行っておりますので、工事しない箇所も確認をしております。

○委員長(住吉) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。35、36 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。37、38 ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) はい、次行きます。39、40 ページ。はい、富永委員。

○1 番(富永) 小学校給食、小学校給食備品購入事業の学校給食用備品の中身を教えてください。

○委員長(住吉) 学校教育課長。

○学校教育課長(中川) こちらの方は、配膳台とリフト運搬車でございます。

○委員長(住吉) ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（住吉）はい、次行きます。41、42 ページ、佐中委員。
- 15番（佐中）公民館の建て替えの問題でお尋ねしますけども、今までいくらか設計をやったり地質調査をやっとるんですが、前の分を生かされてこれになるんか、それとも新たにせにゃいかんのか、お尋ねします。
- 委員長（住吉）生涯学習課長。
- 生涯学習課長（宮垣）これまでにですね、地質調査などを実際に予算計上してはおりますが、やってはおりません。
- 委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。西山委員。
- 12番（西山）同じ公民館費の13の委託料の公民館整備事業でございますが、地質調査等基本設計業務委託料を一括で2,560万となっておりますが、まずその内訳をお願いいたします。
- 委員長（住吉）生涯学習課長。
- 生涯学習課長（宮垣）はい、地質調査の方が490万、基本設計業務の方がですね2,070万を計上させていただいております。
- 委員長（住吉）西山委員。
- 12番（西山）前回、地質調査と基本設計の予算計上が、平成27年の補正予算で計上をされております。それを、議会の修正案で、それを全部削るとというのが可決されまして、それが行われないことになりました。今回、いろいろ経緯がありましたが、公民館を建設するというので、予算計上をなされておりますが、前回の地質調査等業務委託料、基本設計業務委託料が随分増額になっているんですけども、その原因は何でしょうか。
- 委員長（住吉）建設課長。
- 建設課長（木村）はい、昨今の建設需要の高まりと労務費が増額傾向にあるということが影響でございます。
- 委員長（住吉）西山委員。
- 12番（西山）倍になっている訳ですね、倍です、予算計上額が。いくら高騰したから増額になっておりますと言われましても、平成27年度の、同じ地質調査の予算額と今回の予算額は、倍になってるんです。高騰で倍にはなるはずがないんですが、正しい説明をお願いいたします。
- 委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）私の勘違いなら申し訳ございませんが、倍ではなく、前回計上させていただいたのが540万円というふうな形で私どもは認識しております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）前回の修正案のものを持ってきている訳ですけど、地質調査が240万でしたね。それを削減していますので。で、基本設計業務委託料は一千八十、108万円ですかね。それですと、全然、金額が違いますでしょ。こういうことってあり得るんじゃないか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）今は基本設計業務の方が一千八百というふうな形でおっしゃいましたが、トータルで、当初で27年度当初予算で計上させていただいた金額が2,350万で計上させていただいております。先ほどの質問の中で算出、単純に引き算すれば、倍というか半額にはならないかと思うんですが。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）修正案の地質調査が240万減、でですよ、今回は、490万です。その、今の違う部分が、いいんですが、当初と、当初で、地質調査の、それだけの差が出ているってこと自体、今回のこの予算計上額に疑義があるんですけども。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）申し訳ございません、説明不足でございます。240万と委員がおっしゃいましたのは、実は当初予算から、当初予算の場合、2階建てを想定しておりました。そういった、地質調査ですか、すいません。そういった意味を踏まえて、計上で全部トータルなんですけど、地質調査の分につきましては変わってはおりません。繰り返して申しませんが、地質調査で言えば変わってないというふうな認識でおります。

○委員長（住吉）暫時休憩いたします。再開は11時5分といたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時54分 休憩

午前10時56分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）定刻より早いですが、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）大変ご迷惑をおかけしました。私の説明不足だったので申し訳ご

ございませんでした。前回は240万の方を提案させていただいたおりにですね、地質調査及び基本設計業務委託料というふうな形で240万円の方を計上させております。実は、これはですね、当初2階建てを予定しておりましたところを4階建てに変更して、240万円ほど延べ床面積が増えましたので、こういった業務委託料の増えたということです。決して地質調査で240万円増やしたというものではございません。あくまでも、延べ床面積が増えたものを想定して240万増やしたというような形でご提案させていただいております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）調査は、建物だけの下を調査する訳ないんですね。同じ旧青少年ホームの跡地利用を全体を地質調査をしますね、それ、どうですか。

○委員長（住吉）建設課長。

○建設課長（木村）地質調査の範囲につきましては、建物が建つ部分を調査するようになります。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）そういたしますと、今回は、前回は240万の地質調査費、少しは入っているでしょう外が。今先ほど説明を求めましたら、施設調査に490万という答弁をいただきました。そうしますと、建物の面積をどれだけ拡げる計画なんですか。

○委員長（住吉）暫時休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時01分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）はい、補足して説明させていただきます。前回27年度の当初で予算計上させていただいた金額の内訳を、説明、まずさせていただきます。当初ですね、2階建てを想定をしておりました地質調査が540万円、プラス基本設計業務が1,810万、トータル2,350万円を当初予算として計上させていただいておりました。で、当初2階建てを想定しておりましたものですから、皆様方からご意見をいただき、延べ床面積を増やして、4階建てを想定してご提案させていただきました。その後、延べ床面積が増えたものですから、この基本設計業務が240万円プラスというような形になりました。

それを補正の方を計上させていただき、残念ながらその場ではご審議いただいてちょっと無理でしたが、その部分の240万円を計上させたもので、地質調査とは全く関係ございません。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）そういたしますと、先ほどの答弁では、地質調査が上がったのは、いろいろな高騰で上がりましたということでしたが、今の当初の地質調査は540万円で、今回が490万円であれば、予算額が減額になっているんですね。その場その場の答弁をされても、私たちも分かりません。で、今私、それが事実であればもっと大変なことで、この修正案で、地質調査の240万だけが減額修正が行われましたが、当初540万でしたから、あとの地質調査の金額は残っていた訳ですね。何も地質調査が一部分でもできないという方針ではなかった訳ですね。それも何も地質調査をされなくて、現在まで至っている理由は何でしょう。平成27年度に執行されなかったのは。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）皆様方にご審議していただきながら特別委員会で進めてまいったところではございますが、実際のところ、正式に場所、建て替えかどうか、正式に決まったのが3月の議会で、いただいております。その前段です、執行する、もちろん場所を含めてですけども、正式にですね、まだ決まってない状態だというふうな形で認識をしております。ですから、決まってない状況で、予算執行するというのはちょっと無理があるかと思ひまして、保留というふうな形にさせていただいております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）次に、今回の基本設計の予算計上をしたいというので予算が上がってますが、説明のときに、漫画ですね、これ。漫画。絵に書いたもの。これで基本的に予算を認めてくださいっていうのは、あまりに、予算をどのように考えていらっしゃるか。これ、そのまま図面に落として、基本設計をしたら大事になりますよ。これから変わらざるを得ない設計になるのは、目に見えて明らかじゃないですか。そういうことは、基本設計においては、これは基本の基本であって、私は、前町長が提示された基本構想は、すごく基本設計はいいと判断しておりました。それを、あえてこのような、なんにもならないようなもので出されてこられて、予算を通してください。これは、必ず参考にであって、実際の基本計画はより良いものにされるお考えがあるかどうか。

○委員長（住吉）教育次長。

○教育次長（石川）5月18日の特別委員会ですべて出させていただきましたものは、うちの職員がつくったものでございます。またそれについて、5月18日には、防災のこと、駐車場のこと、文化面に則した公民館としてのあり方等、いろいろなご意見をいただきました。こちらのものを踏まえて、基本設計を描かしていただければというふうに考えております。さらにその中で出たものを再度お示しをして、またその中で、詳細についてはまたご意見をいただいたものを、詰めていきたいというふうに考えております。

○委員長（住吉）西山委員。

○12番（西山）そうしますと、前回の特別委員会においての、これは参考、参考と言いますか基本であって、あと、その、特別委員会でそれぞれ委員の意見、提言を集約したもので、基本設計は行っていくと判断してよろしいんですか。

○委員長（住吉）教育次長。

○教育次長（石川）はい、皆さんの、全てが取り入れられるかどうかということは、もちろんあれですけれども、踏まえて進めさせていただきたいと思っております。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。桑原委員。

○8番（桑原）この基本設計上は、5月18日のときに3階建てでというか、説明があったというに思いますけれども、基本設計をするに当たって、3階建てなのか、委員会では4階建てっていう話出しましたけれども、そこらあたりはどう考えておられますか。

○委員長（住吉）生涯学習課長。

○生涯学習課長（宮垣）現在のところは3階建てを考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、次行きます。43ページ、44ページ。質疑ございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。そのほか一般会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、一般会計補正予算の審査を終わります。ここで執行部の入れ替えがございますので、暫時休憩をいたします。再開は入れ替え後、直ちに。お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 08 分 休憩

午前 11 時 10 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。特別会計予算の審査を行います。ここで執行部の方をお願いをしておきます。質疑は原則一問一答形式によりますが、答弁は質疑の趣旨に沿って簡潔に要領よく的確に行い、メモを取るなどして答弁漏れがないようお願いいたします。それでは、第 30 号議案、平成 28 年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。資料 14 をご用意ください。まず歳入から 1、2 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次に、歳出に移ります。3、4 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）そのほか、公共下水道事業特別会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、質疑を終結いたします。以上で、公共下水道事業特別会計補正予算の審査を終わります。続きまして、第 31 号議案、平成 28 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。資料 15 をご用意ください。まず歳入から 1、2 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、歳出に移ります。3、4 ページ、お開きください。質疑があれば許します。岡田委員。

○9 番（岡田）先日の説明で、国保の効率化に伴う、平成 30 年度からということなんですけど、平成 30 年度までにずっと段階があると思うんですけども、その段階が分かたら教えてもらいます。

○委員長（住吉）住民課長。

○住民課長（水川）ご指摘のとおり、平成 30 年度以降、都道府県が国保の財政主体となります。そして、段階的ということなんですけれども、平成 28 年度はまずは、国民健康

保険納付金や標準保険料率等を、県や市町と協議をしていくに当たって、その基礎データを提供する必要があり、そのシステム改修を今回行うものでございます。そして、また平成 29 年度は国保の標準システム等の導入、又は既存システムのシステム改修等に当たるとともに、都道府県が定める国保の運営方針等の策定も行ってまいります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。そのほか、国民健康保険特別会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。以上で、国民健康保険特別会計補正予算の審査を終わります。続きまして、第 32 号議案、平成 28 年度海田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。資料 16 をご用意ください。まず、保険事業勘定からです。まず、歳入から。1、2 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）次に、3、4 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、それでは歳出に移ります。5 ページ、6 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）7 ページ、8 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）9 ページ、10 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）11 ページ、12 ページ、質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続いて、介護サービス事業勘定に入ります。まず歳入から。13、14 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）はい、歳出に移ります。15 ページ、16 ページをお開きください。質疑が

あれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 委員長（住吉） そのほか、介護保険特別会計補正予算全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。前田委員。
- 14番（前田） どこやらに、スプリンクラーを造成するじゃあ国庫の補助金を出すじゃあいうのがあったと思うが、これ、特にどっかの施設を想定しとるんかどうかということ、うちの今そういう、どういうて言やあええんかな。言い方がおかしいかも分かんが、いわゆる個人でやっておるような事業所もいくつかあると思うが、それらも全部対象としとるんかどうかということ、この辺をちょっとお尋ねしたい。
- 委員長（住吉） 長寿保険課長。
- 長寿保険課長（伊藤） この度の補正予算に、スプリンクラー整備事業として予算計上させていただきました。で、この中身ですが、いわゆる、有料老人ホームが町内に所在しておるんですが、それが新たに県に届け出をされ、それに伴いまして、スプリンクラー設備を整備する必要が出てまいります。で、この度、そういう形で予算計上させていただいたものでございまして、設置者、今言われた個人云々というふうに言われましたけれども、設置者については、特別その定めはございませんので、いわゆる個人経営のホームもございまして、法人経営もございまして、ここは個人の経営でございまして。
- 委員長（住吉） 前田委員。
- 14番（前田） 定かではないが、過去にちょっと国信の方にもあって、何とかちょっとごじゃごじゃもあったとこういうふうに記憶しとるんですがね、あるいはまた、あれは、大正町の辺りにもなんかある、だから申請すればそれができる、今からでも枠を決めて、どっかの特定したもんじゃなしに、そこらのとこへも助成をくれると、こういうことになるんじゃないろう、どうなんかその辺。
- 委員長（住吉） 長寿保険課長。
- 長寿保険課長（伊藤） このスプリンクラー設備については、先ほど申しましたように、県にまず有料老人ホームとしての届け出をされて、認可という形ではないんですが、届け出を受理されたものが初めて有料老人ホームとして登録をされるという形になります。なので、そういう形でもし新たなものが出てまいりましたら、そこで今言われたような、また、スプリンクラーの設備を設置しなければならないというものも出てまいります。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結します。以上で、介護保険特別会計補正予算の審査を終わります。続きまして、水道事業会計補正予算の審査を行います。それでは、第 33 号議案、平成 28 年度海田町水道事業会計補正予算を議題といたします。資料 17 をご用意ください。5 ページをお開きください。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。そのほか、水道事業会計予算補正全体で質疑漏れ等があれば発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑を終結します。以上で、水道事業会計補正予算の審査を終わります。この際暫時休憩します。執行部の方は退席してください。お疲れさまでした。再開は執行部退席後直ちに。

~~~~~○~~~~~

午前 11 時 19 分 休憩

午前 11 時 22 分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。これより、各議案について順次採決を行います。まず、第 29 号議案、平成 28 年度海田町一般会計補正予算を採決いたします。

（「動議」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）ただいま、宗像委員外 1 名から、平成 28 年度海田町一般会計補正予算に対し修正案が提出されておりますので、この修正案を議題といたします。修正案をただいまから配布をいたします。

（修正案配布）

○委員長（住吉）皆さんお手元に渡りましたか。提出者の説明を求めます。宗像委員。

○7 番（宗像）それでは、提案理由について説明します。町長は連続立体交差事業で支障となる現庁舎の移転先として、県合同庁舎跡地を公約に当選されました。しかしながら、片方で、議会や住民の皆さんの意見に耳を傾けながらということも公約に掲げられております。私も、そうして町長の公約に対して共感するものがあり、応援してまいりまし

た。その後、庁舎の移転先について、公約で、当然のこととして、県合同庁舎跡地が認められたと説明を続けられました。私も、移転先は町長と同じ意見でありますから、その選択については全く異存ございませんが、やはり議会に対して、住民に対してもきちんとした説明責任を逃れるものではないと思っております。公約で掲げられて当選したのだから全て認められたというのであれば、前町長と同じこととさせていただきます。前町長も同じことを言って、議会と対立して、互いの溝が大きくなってきたことは、誰しものが認めるところでございます。今回も同じ轍を踏む訳にはいかないと私は思います。そのためには、しっかりと議会の意見、住民の皆さんの意見を聞くという手順を外すことができないものと考えます。また、先日県海田庁舎跡の建物の中を視察した結果、多くの議員さんが耐震工事を行うべきではなく、建て直すべきであるとの意見が大半を占めておりました。町長も、この件について皆さんの意見を聞きながらというのであれば、当然にこの意見を尊重すべきものと思います。また、役場庁舎は、海田町の行政の拠点であるとともに、災害時における防災の拠点になるべき施設であります。またせっかく移転を行うのであれば、未来永劫とは言いませんが、相当の期間に十分に耐えられるものにしなければならないという考えについては、誰しものが認めるところでございます。県海田庁舎跡地は、昭和 40 年代に建設された建物です。既に耐用年数に達しているような建物であります。耐震補強して使用可能にしたとしても、使用を始めたとたんに建て替えの検討を始めなければならないようなことをすべきではありません。このようなことを総合的に判断すれば、この件については、当初からボタンのかけ間違いをしているのではないかと、私は判断していますが、こう思っているのは私だけではないと思っております。当然そのボタンのかけ間違いを正しながら、町長は約束されたことを進めるべきと考えます。また、執行部は、庁舎移転補償金については、広島県は町が移転を決めれば、すぐにでも予算化するようにとれる説明を、過去してまいりました。このことについて、連続立体交差事業の見直し案が広島県から提案されたころからトーンが下がってきております。このことについて、3月議会において一般質問で質したところ、見直し案が確定するまでは困難であるような答弁が返ってきているのも事実です。役場庁舎の移転については、まだまだ時間がかかるような答弁がなされている中、早急に耐震調査をする必要があるのでしょうか。しかし、準備をするなど言っておるのではございません。粛々と準備はするべきであります。ただ、かけ違えているボタンをかけ直しながらやるべきではないかと思っております。また、庁舎の位置を変更する条例には、3分の2以上の

議決が必要であり、現状ではそれが確定できているとは認めがたいものがございます。そのためにも、まずは議会に対してしっかりと説明し、意見集約を行うことが必要であると私は認識しています。本来であれば、全額を一旦取り下げ、意見集約を行って、再度予算を上程すべきでありますけれども、住民説明、議員説明するために必要な、移転すべきもの、集約すべきもの、統合すべきものなどの構想を策定するための予算のみは、粛々と進めるためには必要であると私は考えております。そのために、私も町長を支援し、また町長はされるべきものとして、苦渋の選択で、庁舎移転の予算を、耐震部分を減額して、移転構想策定のための予算に修正する案を提出するものでございます。はい、以上で説明を終わります。

○委員長（住吉）はい、以上で説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑があれば許します。佐中委員。

○15番（佐中）修正案が出されて提案説明がありましたけれども、海田町で40年を過ぎた建物がいっぱいあるんよね、ここも含めて。ほしたら、今まで補強をして、例えば公民館であるとか東の小学校であるとか、西小もそうですよ、40年過ぎてね、あるんだけど、それは補強して、今から使うということよね。合同庁舎の分については、平成7年か8年じゃったかな、調査をしてそのままになっとなる。調査をして初めてその数字をもって使えるか使えないか、こういう判断でなかったら、空想で今考えて、だめだろうというね、こういうことでは、判断を誤るんじゃないかと思うんですが、その辺はどうなの。これが1点。

○委員長（住吉）一問一答方式で。

○15番（佐中）でも3回しか。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）私もおっしゃられる意味は理解しております。ただ、この中に、二つ答えさせていただきます。一つは、まず1点目、先ほど申されたように小学校、中学校、これ先ほど私も質問でさせていただいたと思うんですが、自ら持つてる建物をたちまち建て替えるときの費用がない。そうした中でその延命をしていく、それは必要だと思います。先ほど質問したように、これから手に入れる、町が持つてる建物でない、それを買うのに、あえてそういう傷のあるものを買う必要があるのか。これは、一つの理由でございます。もう1点。私は、これを全くするななどはここで述べておりません。その前に、まず、議会として少なくともある程度の、移転をすることに対する同意をまずすべ

きである。それをまずした上で、じゃあその取得方法について、改めて、再度検討してはどうかという意味も含めて、ここで提案しております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）論戦してもしょうがないけえ、尋ねることだけ尋ねるね。いくらか町民の人が、あの建物を再利用せえといった場合に、議会としてじゃどう説明するのか、何の数字もなく、あれはもう見た目でだめだというて説明するのか、それとも、調べて、こうこうこうでこの数字で使い物にならなかったという説明をするのか、その責任はどうするのか、お尋ねします。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）先ほど申しましたように、僕は今の調査について全く否定をしてる訳では、提案の中で否定してる訳でございません。まず一番は、議会としての、移転をすることに対する意見集約、まずそれをすべきである。その上で改めて、その中で移転する方法として、建て替えするのか、それから現状建物を使うのか、それを、改めて時間がある中で検討して、その中で必要とあれば、耐震調査などをすべきじゃないか。だから我々としては何をしているか、それは、意見集約、移転をするため、場所を確定するためのその行為をまず行いますと、そうすれば、これとしてきちんとした、毅然とした態度で応じることができるんじゃないかと、私は考えております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）今、説明がありましたが、場所を確定をする、そういうことになると、合同庁舎の跡地を前提として、あすこの耐震等設計業務基本構想です、ね、これをやる。ところが、耐震の予算については削除する修正、いうことになれば、ここで、おる議員さん全部が場所はあの場所で確定をする、ということにつながる訳ですよ。そうでなかったら、はじめからこの予算1,300万を否決をするというのがね、本来の基本の姿だけでも、修正をするということになれば、場所はあの場所でいいと、さっき3分の2が云々いうことがあったけども、それで、皆さん、ここにおる議員さんは、確定をするということでもいいんですね。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）私はそこまで申しませんが、それを一旦すべき。ただ、ここで否決を行うことによって、議会を、庁舎を移転すること自体を否定する可能性が出てくる要素があるんで、説明できる部分を残しましょうと。で、その上で、改めて、皆さんの意見集約

にきちんとかかって、予算を執行したことが適正だったという、少しでも、その前向きな態度に持ち込むべきだと、そういう考えで提案しておる訳でございます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）意見が分かれるところだと。あの場所を限定をして、耐震調査をする、基本構想をする。はじめから、あの場所がだめだというんじゃないら否決するべきですよ。1,300万。ところが、修正を出してきてこれを可決する。そういう主張される方は、100パーセントあそこの場所だということが確定をすることになる訳よね。それはどうなんかお尋ねします。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）先ほどから申しますように、あくまで現段階では、基本構想ですから、100パーセントの可能性で基本構想がつけられるものではないと、私は理解しております。構想というのは移転するために必要な機能、それから、ここで説明しておりますけど、移転すべきもの、それから、集約すべきもの、それから、統合すべきもの、そういうものをまず調べ、それが、その、最終的なステップの段階で、合同庁舎の跡地に新築で当てはめるんか、それとも再築で、建物で当てはめるんかというものになるものが、構想というものと理解しております。だから、これは一般質問で私が申し上げたんですけれども、当初、駅前に建てるときに、構想は立ってるじゃないか、この構想が使えるんじゃないかと、こういう質問をさしていただいております。けれども、その部分と町長が代わられたことで移転する機能を再度考えないといけないという説明で、元あるものを、今日の大江委員の説明にもあったように、元使われたその部分については使わさせていただきますという説明ございました。その辺も踏まえて、構想というものは、あくまで、必要なもの、集約すべきもの、統合すべきものを、新たに検討し、最終的にそれがどこに当たるのかをするための基本的なものが構想というふうに僕は理解しておりますので、100パーセント、合同庁舎跡地を思って基本調査の基本計画を立てるものではないと理解しております。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）それは基本的なことじゃないん。合同庁舎の跡地にある建物を調査をして、併せて基本構想をやる。これを出してきたのに、耐震だけの問題を否決をして修正をする、場所についてはオッケイだと、誰が見てもそれは法的に見ても判断できる。あなた自身が個人でそういう判断をされるのはいいよ、けれども、議会で出されてきたも

のを、場所を限定して出してきたものを、耐震はだめだけれども、改築なら、その基本構想オッケイということになれば、これが、そのように可決したら、もう場所の問題、以降あそこに確定して、ほかのことは言えないということなるけども、それが、どういうん、ルール上、当たり前なことなんよね。それで、いいんかいうて言いよるんよ。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）私は、修正案を提出させたのは、そういうことも先ほど来から説明していることも含んだ状態での修正案を提示しておる訳でございます。

○委員長（住吉）ほかに質疑はございませんでしょうか。前田委員。

○14番（前田）なんか聞いてって、ちぐはぐなことを言うて、あまり、言うてもしょうがないと思うんだが、提出いうことは、それなりにね、腹を決めて出とるんだらう。先ほどもちょっと出とりましたがね、まず、耐震の必要はないと、こういうことのようにですが、いろいろ学識者もおられると思うんですよ。で、要するに大方の意見、これ委員会でも出ましたがね、ほとんどの人は、あっこ行って駄目だと、それは今言うあくまでも目視の段階、これはいろんな学識者がおられてね、あれはこうすりゃあ使えるじゃないか、でも先ほども出とりますように、小学校も40年経つとるじゃないか、現庁舎も40年経つとるじゃないかと。要するに言われる耐震作業というのは、耐震の補強というのはね、ビルの延命ではない。でも合庁の場合はあっこへ行っても長くは使えない。でも、そういういろんな学識者はこうやったら使えるじゃないか。でももう既に40年、47年経つとるんだから、後々のランニングコストを考えたらね、やっぱり新築すべきなんだ。どう説明するのか。この説明、どうやってやるのか。ありゃあ、古いけえ使えんよ。こんだけで説明を全部終わらすのかどうかね。その辺のことはどういうふうに出者は考えとってか。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）先ほど来からご説明してますように、当面は、基本計画基本構想を練る、で、今の耐震構造を私は提出する中で、否定、説明の中にもありましたけども、耐震構造そのものを否定してる訳では、調査を否定してる訳ではございません。まずは、合同庁舎の跡地に、県海田庁舎跡地に庁舎を移転することを意思統一をしていく作業をするんが大前提ではないでしょうか。それが確定した上で、今の耐震、それからその他の問題についても、今の建物を使う、新たに建て直す、そういうものを改めて討議をすべきではないですかと申し上げておるところでございます。

○委員長（住吉）前田委員。

○14番（前田）先ほどもちょっと言いましたがね、要するに、庁舎の特別委員会、略して言いますがね、そういうことで、皆さんが、今言いましたように、答弁あったようにね、委員会では、多くの皆さんが合庁の位置が非常に良いんだということの議員の意思が出とるんですよ。出とるからあっこに持っていきたい、だから新しく建てる必要があって今の建物が使えない、使えないという説明をする。要するに駄目説明をせにゃならん。要するに耐用年数、先ほど言いましたランニングコストね、だから委員会とかそういうんで、あそこへ持っていくという意味統一は、ある程度私はもう、パーセントは別にしてね、できとるというふうに考えるが、何を考えとってんかという、提出者の意思が分からない。あなたも含めて、あっこで場所を決めとる訳よ。ところがその建物を解体していわゆる新築というかやるためには、今の建物がだめなんじゃということを行わにゃならんということは、その説明、先ほど佐中委員からもでとったのがね、どう説明するんかと、いやあ、古いけえだめよ、これで住民の理解が得られるか、ちょっとわしは次元が低いんじゃないかと思います。ズバリ言うときですがね、こういうことで住民は逆に納得をしないと、こういうふうに思う。だから、駄目だという説明をする必要があるんじゃないか。いくつか、もう言いませんが、図面がどうかどうか、そういうものはね、3分の2がどうやらこうやらね、そんなものは、あとの、庁舎の事務所の移転のときの話なんでね、だから、移転することは否定しない、あっちの場所もいいんだと。良いんだというたらあの建物邪魔になる。邪魔になるけども、その邪魔は何で邪魔になるんか、あれ使えるじゃない、先ほど来何回も言うとりますがね、そういう住民説明ができないんだよね。これでやめるけどもね、そういう説明もせずにして、ただ目視で駄目だというのは次元が低いと思うんよ。そこらどう考えとるん。

○委員長（住吉）宗像委員。

○7番（宗像）先ほどから何度も申し上げるとおり、あの建物が良いとか悪いとか、判断は、私はしておりません。ただ、今は意見集約、皆さんの意見集約をされるのが、先ではないでしょうかというお話しをしております。それをした上で、改めて、今の建物使えるか使えんか、皆さんの意見がまとまった上で、ある程度まとまった上で、それを行うべきではないんかという、だから、耐震部分については、後でもう少し、後で考えるべきではないんかというふうにございます。それと、意見集約をされてるといふふうに理解をしていると委員の方は申されましたけれども、正式にそれを取った、

あくまでアンケートだって、正式にとったものではないと僕は理解しております。そういう意味で、意見集約をすべきものが先と考えております。

○委員長（住吉）ほかに質疑ありませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）質疑なしと認めます。質疑を終結します。これより本案及びこれに対する修正案を一括して討論を行います。討論がございますか。討論があるようですので、これより討論を行います。まず、原案賛成の討論を許します。前田委員。原案賛成。

○14番（前田）横の方からいっぱい野次が出るけえ、わしも何を言うてええか分かんがね、先ほど来言う、今質疑の中でも言いましたが、要するに、現県庁舎がだめであると、どういう学識者があるか分からない、その人に、こういうことで駄目なんですよという説明をまずせにゃならん。その理解得るためには、もちろん建築基準法、耐震のI s 値が何か分かりませんが、そういうものの数値の値も変わっております。で、平成8年だったかと思う訳ですが、現庁舎の耐震強度を調査をしております。それはあくまでも昔のデータであって、約20年間、既に風化とかしとる訳ですから、これの調査をして、先ほど来言うとります、いろんな学識者に対しても、数字でもって説明する必要がある。だから、是非このものは、原案のとおり賛成して、いち早くその結論を出すべきであると。このようにして、議案に賛成して、委員各位の同意を求めて、賛成の討論といたします。

○委員長（住吉）続いて、原案も修正案もともに反対の討論を許します。暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前11時45分 休憩

午前11時46分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に引き続き、委員会を再開いたしますと、繰り返します。続いて、原案も修正案もともに反対の討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）続いて、原案賛成の討論を許します。下岡委員。

○5番（下岡）先ほど、質疑を執行部に対して申しましたけれども、今後ですね、県との補償交渉をやっていくと。今後ですね、検討の補償金交渉が必要になってくるということで、そのときにですね、いずれにしても、建て替えにしても改修にしてもですね、き

ちょっとした論拠をもってですね、説明する必要があると。そのためには、調査が必要であるということですね、今回、耐震も含めてですね、調査するということには賛成いたします。

○委員長（住吉） 続いて、修正案賛成の討論を許します。西山委員。

○12番（西山） 修正案に賛成の立場で討論を行います。提案者の中に、庁舎の位置を変更する条例には3分の2以上の議決が必要であり、現状では、確定できているとは認めがたいと、ちゃんと提案理由の中に述べられておりますので、議員の3分の2を得るために、今からもっともっと時間がかかるのではないかとされておりまして、それは正しいと私判断しております。また、なぜ耐震診断が必要なのかという理由につきまして、先ほどの予算委員会におきまして、町長自らが、平成8年のI s 診断をした後から20年経っており劣化も随分進んでおりますという発言も、町長自らがあの合同庁舎は劣化が進んでいるという発言をされております。で、当時平成8年の耐震診断の結果は、さっき現在の基準のI s 7.3 は、どの箇所1か所もありません。悪いところでは3.数パーセント、いいところでも4.、6. 数パーセントだったと記憶しております。その診断結果から20年経って、これが目視だけでは結果が出せないのではないかというのは、私は、理解しかねます。もう平成8年に耐震診断の結果が出てる訳ですから、その後、20年経ってます。で、町長の発言の中で、耐震診断をさせていただいて、結局はだめだっということ報告をしたいという旨の発言もあったと私は記憶しております。耐震診断の費用を今回認めることは、無駄な費用を認めるという判断のもとで、修正案に賛成の立場で討論いたしました。

○委員長（住吉） ほかに討論がございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉） はい、討論なしと認めます。討論を終結いたします。まず、宗像委員外1名から提出された修正案について、起立により採決を行います。お諮りします。第29号議案に対する修正案に賛成の皆さんの起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長（住吉） 起立多数と認めます。よって、第29号議案に対する修正案は可決されました。次に、ただいま修正可決した部分を除く原案について、採決いたします。お諮りします。修正部分を除く部分については、原案のとおり決すにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）異議なしと認めます。よって、修正可決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。ただいま桑原委員外2名から第29号議案、平成28年度海田町一般会計補正予算に対する附帯決議案が提出されております。この件を議題といたします。附帯決議案をただいまから配布いたします。

（附帯決議案の配付）

○委員長（住吉）提出者の説明を求めます。桑原委員。

○8番（桑原）新庁舎基本構想の予算について、役場の位置を定めるには、地方自治法第4条第3項の規定により、議会において出席議員の3分の2以上の同意がなければならぬとされております。現在のところは同意をされてないことから、新たな役場の位置については決定されてないこと、決定されていないことを附帯決議をしていただきたいというお願いであります。よろしくお願いたします。

○委員長（住吉）はい、案に対し質疑はございませんでしょうか。佐中委員。

○15番（佐中）場所の決定については、役場が住所を移転をする場合になるんよ。これは、自治法より上回った決議じゃない。町が建物を建てて、明日から役場をそのの住所に移しますよ。そのときの3分の2、それまでは、普通財産で建設をしたりする。自治法を上回った決議じゃないの。私そういうように感じるんじゃけど。その説明はどうかの。

○委員長（住吉）桑原委員。

○8番（桑原）この3分の2の決議というのは、必要なことなんですね、決められたことですから。それに対して同意をしていただきたいという意味ですから、何もほかの意思はありませんよ、これは3分の2の決議が必ずいる訳ですから、それをなしにずっと進めてきていらっしゃる。これはこれで、それ仕方ない思いますけども、3分の2の決議は必要ですから、ここで留意してくださいという意味のものでありますから。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）自治法でね、役場が住所を移す場合に、3分の2、今16人おるから11人以上必要なん。役場が住所を移す場合じゃから、建物を建てて、移しますよと。それで住所が変わっているんなら手順をやって、全国的に告示したり、そういうする場合の法律じゃから。これをここでね、良いじゃあ悪いじゃあ、決めてくれえじゃあ、保留にせえじゃあ、留意せえじゃあ、これは法を待っての決議案なん。これはもうはなからね、これを出すべきじゃない。見解を求める。

○委員長（住吉）桑原委員。

○8番（桑原）私は、4分の3は必要だというふうに、すいません、3分の2が必要だというふうに思ってます。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）あなたが思うだけじゃないんよ、法の根拠、法で定められとるんよ。法で定められとるのを我々が決めて、留意せえじゃあ、保留せえじゃあ、こんなことできないでしょう。法で、第4条だったかなあ、事務局に言わしたら分かる、自治法の。住所、役場が住所を移転する場合は、3分の2の議決が要ると。じゃから建物を建てて、大体合意をして、で、住所を移す場合に3分の2がいる。それ以外はね、規定することはない。法の扱い、これ、無茶じゃない。個人が思わんいうだけの問題じゃないんよ。自治法の扱いの問題、ここで決める問題じゃないよ。

○委員長（住吉）桑原委員。

○8番（桑原）事務局にちょっとお尋ねするんですが、この今の附帯決議のやり方っていうのは間違ってますか。

○委員長（住吉）事務局長。

○議会事務局長（中下）事務局としては、できるかできないかと言われましたら、できないことはないと思っております。

○委員長（住吉）前田委員。

○14番（前田）事務局も勉強せえやというような荒い言葉を使いたいんじゃがね、事務所の位置を決めるということはね、そこへ行かんにやいけんのよ。例えば、合庁でもええよ、海小でもええよ、事務所を決めたら、明日から、海田小学校へ行くんよ。ここでやるんじゃないんですよ。間違えんさんなよ。事務所の位置、今は中店何番かはちょっと分からんけども、ここに決めとるから、上市か、ごめんなさいね、そりゃそれでええけど、だからここで事務しとる。例えば公民館で意思統一しましょういうて決めたら、あしたから役場は公民館に行くんよ。だからあなたが言われることはね、できないんですよ。ちょっと誤解じゃろう思う。事務局もしっかり勉強せえ。明日からおまえ役場あっち行くんか、海田中学校行くんか。できるか、そういうこと。それを含めて、両方の答弁を求めるよ。しっかり地方自治法、勉強してくれ。役場の位置をね、ここでは事務所の位置という文言を使うとるはずよ。できないことはない。どうしてできるんや、事務所をそこにかわるんか、ほいじゃあ。仮庁舎なら仮庁舎というのものもあるかも分からん

が、意思統一できないことないよ、な、ばかな、できる訳ないじゃろうが。しっかり勉強してくれえ。いろんな事例、今ごろ。

○委員長（住吉） 静粛に願います。

○14番（前田） タブレットか何か知らんが、そんなもんでやったらすぐ出てくるが、決定できるかできないか、ね。そこら留意せえ言うのはね、逆に留意してほしい。事務所の位置を変えたら、そっちへ行かんにゃいけんようになるよ。どうなのか、両方とも答弁してくれ。

○委員長（住吉） 兼山委員。

○4番（兼山） 今地方自治法のこれ持ってますので、読みますと、第4条第3項、ここは私も署名してますので、3にはですね、条例を制定し又は改廃しようとするときはなので、するときはじゃない、今からしようとするときなので、先ほどの修正のほうで、宗像委員が、これから場所とかいろんなことは、そういうこと考えて修正を出したということ、については私も賛成している意味で、しようとするときのいう意ですので、ここをご理解いただきたいというふうに私は考えます。するときはありません。

○委員長（住吉） 事務局。事務局長。

○議会事務局長（中下） すいません、これで議決をされましたら、条例で言いますと、役場の庁舎を決める位置を定める条例というのがございますけど、あそこの方が変わるいうことでございます。

○委員長（住吉） 宗像委員。

○7番（宗像） 確認させていただきます。議決した時点で変わらなきゃあいけないとか、施行日を定めて施行日を定めた日付で変わる、どっちなんです。本来は通常法律というものは、条例にしても法律にしても規程にしても何でもそうですけれども、議決を行う。議決を行って、告示された日からするケースと、日付を定めて施行する場合がございます。で、どれが正しいのか僕分かりませんが、仮に議決をして告示をした時点で既に告示した時点でこういうケースは有効になるんか、施行日を定めて、例えば2年後とか定めた場合にはそこらが有効になるんか、それともう1点、現実の問題として、よくよその町村で実際にあった事例なんですけど、これ今分かんなければ答弁難しければしなくても結構なんですけど、通常、私が聞ってる話では、工事にかかるときにその工事にかかる前後に、通常は位置の変更の手続をとる、そうしないとつくられたものが無駄になる可能性があるというので、そういうことが行われると聞いておりますが、その辺について、

最後の分は答弁できなければいいです。

○委員長（住吉） 事務局長

○事務局長（中下） 1点目のものにつきましては宗像委員の言われるとおり、効力が発生するのは、公布、例えば公布の日からであれば公布の日から効力が発生するということとでございます。今言われますように公布の日でなく、何日から施行するという言葉がありましたら、その前に、当然、公布する行為は必要でございますが、何日からとありましたらその日から効力が発生するというものでございます。

○委員長（住吉） ほかに質疑ありませんでしょうか。前田委員。

○14番（前田） 再度確認しますが、一番下段というのかここにね、新たな役場庁舎、位置については決定されてない、こういうことになつとる。ここで再度お尋ねしますが、決定したら、の、今の公布云々という問題があるが、当然にして決定したらね、そこに移動しなければならない、こういうことになろうかと思うわけよね。だから、ある程度のそういう意思統一みたいなのはあるかも分らんが、決定したらもうそっちに移動することになると思う。だから、これ、ちょっと間違うとるんじゃないか、取り下げた方が良くないかと思うがそれについて、どうか。

○委員長（住吉） 桑原委員。

○8番（桑原） 流動的ではありますが、大勢の議員の方、またね、町長就任されたということで、庁舎位置が現行合同庁舎跡地ということでね、方向的にはあらかじめ決まっておると思いますけども、我々は、そういった意味では納得していない部分があります。だから、そういったことで、3分の2の議決をいただき、そのあとで考えていきたいというように思います。

○委員長（住吉） 下岡委員。

○5番（下岡） 今宗像委員の方からですね、公布の日か、日にちを定めた日かということ、どっちかが必要だという説明があったんですけども、そうしたら現時点でですね、いつ事務所移転するかですね、全くまだ、現時点で分からないのですね、公布を施行する日というのは、現時点で分らん訳ですよ。その分らん日をですね、ね、先に定めえということ自身がですね、これ、無茶苦茶な要求じゃないですか。そんなもの、留意せえとかね、というような次元の問題じゃない。現時点ではですね、平成30年の前半ぐらいに都市計画決定されて、そのあたりからですね、実際に、庁舎移転が始まるというふうに執行部言つとる訳ですから、いつ事務所移転がするのか、今現時点では全く見え

ないのですね、公布の日なんてのは予測できない訳ですよ。だから、そんなことはですね、役場庁舎位置の決定を現在できない訳です。公布の日が決まらないんだから。ね。こういうことを議論すること自身がナンセンスだと。違います。答弁してください。

○委員長（住吉）桑原委員。

○8番（桑原）ですから、否決をされているだけで結構ですから、どうぞ自由にやってください。

○委員長（住吉）佐中委員。

○15番（佐中）この、附帯決議を出すこと自体が無効ですよ。あえてこれをね、やられるんですか。今だったら、撤回をすることができるんですが、無効のものを出してね、これを審議せえ、附帯決議をするたあ全くね、法を無視したやり方。だから、今だったら撤回できるけど、そうでなかったら、休憩でもとって、相談をして撤回できる。そうでなければ、法にね、違反しとる、抵触しとる。

○委員長（住吉）暫時休憩いたします。再開は追って連絡いたします。

~~~~~○~~~~~

午前12時04分 休憩

午前12時13分 再開

~~~~~○~~~~~

○委員長（住吉）休憩前に続き、委員会を再開いたします。はい、桑原委員。

○8番（桑原）先輩方のご意見をいろいろ考え、この附帯決議を今回は降ろしたいと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（住吉）では降ろします。続きまして、第30号議案、平成28年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算を採決いたします。第30号議案については質疑が終了しております。討論がございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りします。第30号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（住吉）異議なしと認めます。よって、第30号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第31号議案、平成28年度海田町国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。第31号議案については質疑が終了しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りします。第31号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第31号議案は原案のとおり可決されました。続いて、第32号議案、平成28年度海田町介護保険特別会計補正予算を採決いたします。第32号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第32号議案については、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第32号議案は原案のとおり可決されました。続きまして、第33号議案、平成28年度海田町水道事業会計補正予算を採決いたします。第33号議案については質疑が終結しております。討論がございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 討論なしと認めます。討論を終結いたします。お諮りいたします。第33号議案については原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって、第33号議案は原案のとおり可決されました。この際お諮りいたします。委員会の報告については、委員長にご一任いただきたいと思いますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(住吉) 異議なしと認めます。よって委員会報告については委員長一任ということとさせていただきます。以上をもって、予算委員会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後12時16分 閉会

※ 会議の経過を掲載し、相違ないことを証するため署名する。

平成 年 月 日

予算委員会委員長

予算委員会副委員長